



福岡医発第 310 号 (地)

平成 24 年 4 月 27 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

「病床の転換に伴う病院又は診療所と介護老人保健施設との併設について」
の一部改正について

厚生労働省通知「病床の転換に伴う病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設について」につきましては、平成 19 年 6 月 15 日付け福岡医発第 463 号 (地)「「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」等の一部改正通知等の送付について」においてご連絡申し上げております。

今般、厚生労働省医政局長、老健局長連名により各都道府県知事宛に、通知「『病床の転換に伴う病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設について』の一部改正について」が発出された旨、日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件は、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行（平成 24 年 4 月 1 日）に伴い、同通知における介護老人保健施設等の範囲に「複合型サービス事業所」を追加するものであります。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 蒲池 壽

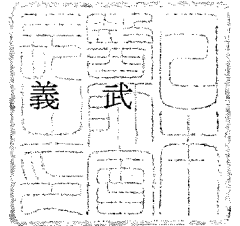
日医発第 69 号 (地 I 12)

平成 24 年 4 月 19 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉



「病床の転換に伴う病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設について」の
一部改正について

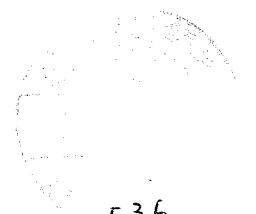
時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省通知「病床の転換に伴う病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設について」につきましては、平成 19 年 6 月 7 日付日医発第 247 号 (地 I 48) (介 16) の文書をもって貴会宛に送付いたしました。

今般、厚生労働省医政局長、老健局長連名により各都道府県知事宛に、通知「『病床の転換に伴う病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設について』の一部改正について」が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

本件は、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行 (平成 24 年 4 月 1 日) に伴い、同通知における介護老人保健施設等の範囲に「複合型サービス事業所」を追加するものであります。

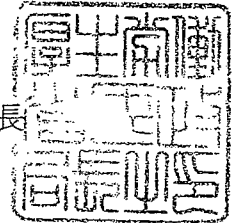
つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。



医政発0330第14号
平成24年3月30日

社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



「病床の転換に伴う病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設について」
の一部改正について

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県知事宛てに通知を発出いたしましたので、御了知いただくとともに、貴団体会員等に対する周知方よろしくお
取り計らい願います。

医政発０３３０第１３号
老 発 ０ ３ ３ ０ 第 ２ 号
平成２４年３月３０日

各 都道府県知事殿

厚生労働省医政局長

厚生労働省老健局長

「病床の転換に伴う病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設について」
の一部改正について

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成２３年６月２２日法律第７２号）」が施行されることに伴い、「病床の転換に伴う病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設について（平成１９年５月３１日医政発第０５３１００３号・老発第０５３１００１号）」の一部を別添のとおり改正し、平成２４年４月１日から適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取り扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい

- 病床の転換に伴う病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設について（平成十九年五・三一 医政発〇五三一〇〇三・老発〇五三一〇〇一 各都道府県知事宛 厚生労働省医政・老健局長連名通知）（抄）

改 正 前	改 正 後
一 介護老人保健施設等の範囲について 介護老人保健施設等とは、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、短期入所生活介護事業所、高齢者専用賃貸住宅及び生活支援ハウスとすること。	一 介護老人保健施設等の範囲について 介護老人保健施設等とは、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、<u>複合型サービス事業所</u>、短期入所生活介護事業所、高齢者専用賃貸住宅及び生活支援ハウスとすること。